文部科学省設置法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令をここに公布する。

御名御璽

平成二十七年九月十八日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第三百二十八号

文部科学省設置法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令

内閣は、文部科学省設置法の一部を改正する法律（平成二十七年法律第二十一号）の施行に伴い、国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第七条第四項及び第五項、第八条、第十八条第三項及び第四項並びに第二十一条第三項及び第四項、行政機関の職員の定員に関する法律（昭和四十四年法律第三十三号）第二条、国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律（平成四年法律第七十九号）第三条第七号、スポーツ振興投票の実施等に関する法律（平成十年法律第六十三号）第三十一条第三項、スポーツ基本法（平成二十三年法律第七十八号）第九条第二項、周辺事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律（平成十一年法律第六十号）第三条第一項第四号、武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成十五年法律第七十九号）第二条第四号、独立行政法人日本スポーツ振興センター法（平成十四年法律第百六十二号）第五条第六項及び第二十一条第二項、国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）第百六条の三第二項第二号並びに特定秘密の保護に関する法律（平成二十五年法律第百八号）第三条第一項ただし書の規定に基づき、この政令を制定する。

（文部科学省組織令の一部改正）

第一条　文部科学省組織令（平成十二年政令第二百五十一号）の一部を次のように改正する。

目次中「第十一条」を「第十条」に、「第十二条―第十五条」を「第十一条―第十三条」に、「第十六条―第二十五条」を「第十四条―第二十三条」に、「第二十六条―第三十一条」を「第二十四条―第三十二条」に、「第三十三条」を「第三十二条」に、「第六十条」を「第五十九条」に、「第六十一条―第六十九条」を「第六十条―第六十六条」に、「第七十条―第七十七条」を「第六十七条―第七十四条」に改め、「第八目　スポーツ・青少年局（第七十八条―第八十四条）」を削り、「第八十五条―第八十九条」を「第七十五条―第七十九条」に、「第九十条―第九十二条」を「第八十条―第八十四条」に改め、「第二章　文化庁　第一節　特別な職（第九十三条）　第二節　内部部局　第一款　長官官房及び部の設置等（第九十四条―第九十八条）　第二款　課の設置等　第一目　長官官房（第九十九条―第百二条）　第二目　文化部（第百三条―第百六条）　第三目　文化財部（第百七条―第百十一条）」を

「第二章　文化庁　第一節　特別な職（第九十三条）　第二節　内部部局　第一款　長官官房及び部の設置等（第九十四条―第九十八条）　第二款　課の設置等　第一目　長官官房（第九十九条―第百二条）　第二目　文化部（第百三条―第百六条）　第三目　文化財部（第百七条―第百十一条）　第二章の二　外局　第一節　スポーツ庁　第二節　文化審議会等（第百十二条―第百十四条）　第三節　特別な職（第百十五条―第百十七条）　第四節　内部部局　第一款　長官官房及び部の設置等（第百十八条―第百二十一条）　第二款　課の設置等（第百二十二条―第百二十五条）　第三款　スポーツ庁の設置等（第百二十六条―第百二十九条）　第四節　審議会等（第百三十条―第百三十二条）　第五節　特別な職（第百三十三条）　第六節　内部部局　第一款　長官官房及び部の設置等（第百三十四条―第百三十八条）　第二款　課の設置等（第百三十九条―第百四十二条）　第七節　地方支分部局　第一款　地方スポーツ連絡調整官（第百四十三条）　第二款　地方スポーツ連絡協議会（第百四十四条）　第八節　雑則（第百四十五条）　第九節　罰則（第百四十六条―第百四十八条）」

に改める。

第二条　文部科学省組織令の一部を次のように改正する。

目次中「第八十三条・第八十四条）　特別な職（第八十五条―第九十一条）　審議会等（第九十二条）　特別な職（第九十三条）　内部部局　長官官房及び部の設置等（第九十四条―第九十八条）　課の設置等（第九十九条―第百十一条）」を

「ポーツ庁　特別な職（第八十三条・第八十四条）　内部部局（第八十五条―第九十一条）　審議会等（第九十二条）　特別な職（第九十三条）　内部部局　長官官房及び部の設置等（第九十四条―第九十八条）　課の設置等（第九十九条―第百十一条）」

に改める。

第三条　文部科学省設置法の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「七局」を「六局」に改め、「スポーツ・青少年局」を削る。

第三条第一項第二十六号中「こと（」の下に「スポーツ庁及び」を加え、同項第二十九号中「文化庁及び」を「スポーツ庁及び文化庁並びに」に改め、同項第三十号中「スポーツ・青少年局」を「スポーツ庁及び初等中等教育局」に改める。

第四条第六号中「第二十九条」を「第二十七条」に改め、同条第十五号中「他局」を「初等中等教育局及び高等教育局」に改め、同条第十六号中「高等教育局及びスポーツ・青少年局」を「スポーツ庁並びに初等中等教育局及び高等教育局」に改め、同条第十七号中「スポーツ・青少年局」を「スポーツ庁」に改め、同条第十八号中「（スポーツ・青少年局の所掌に属するものを除く。）」を削り、同条第二十号及び第二十一号中「スポーツ・青少年局」を「スポーツ庁」に改め、同条第二十二号中「（スポーツ・青少年局の所掌に属するものを除く。）」を削り、同条中第三十号を第三十二号とし、第二十九号を第三十一号とし、第二十八号を第三十号とし、第二十七号中「、大学分科会及びスポーツ・青少年分科会」を「及び大学分科会」に改め、同号を同条第三十号とし、同条第二十六号中「高等教育局及びスポーツ・青少年局」を「スポーツ庁並びに初等中等教育局及び高等教育局」に改め、同号を同条第二十九号とし、同条第二十五号中「高等教育局及びスポーツ・青少年局」を「スポーツ庁並びに初等中等教育局」に改め、同号を同条第二十八号とし、同条第二十四号を同条第二十五号とし、同号の次に次の二号を加える。

二十六　青少年の健全な育成の推進に関すること（内閣府の所掌に属するものを除く。）。

二十七　文部科学省の所掌事務に係る青少年の健全な育成に関する基本的な政策の企画及び立案に関すること。

第四条第二十三号を同条第二十四号とし、同号の前に次の一号を加える。

二十三　青少年教育に関する施設において行う青少年の団体宿泊訓練に関すること。

第五条第二号中「こと（」の下に「スポーツ庁及び」を加え、同条第四号中「文化庁及びスポーツ・青少年局」を「スポーツ庁及び文化庁」に改め、同条第六号及び第七号中「及びスポーツ・青少年局」を削り、同条第九号中「生涯学習政策局及びスポーツ・青少年局」を「スポーツ庁及び生涯学習政策局」に改め、同号を同条第二十五号とし、同条第二十一号中「生涯学習政策局及びスポーツ・青少年局」を「スポーツ庁及び生涯学習政策局」に改め、同条第十二号中「第四十一条第二号」を「第四十条第二号」に改め、同条中第二十七号を第三十号とし、第二十三号から第二十六号までを三号ずつ繰り下げ、同条第二十二号中「生涯学習政策局及びスポーツ・青少年局」を「スポーツ庁及び生涯学習政策局」に改め、同号を同条第二十五号とし、同条第二十一号中「生涯学習政策局及びスポーツ・青少年局」を「スポーツ庁及び生涯学習政策局」に改め、同号を同条第二十四号とし、同条第二十号中「及びスポーツ・青少年局の所掌に属するもの」を削り、同号を同条第二十三号とし、同条中第十九号を第二十二号とし、第十八号を第二十一号とし、同条第十七号中「及びスポーツ・青少年局」を削り、同号を同条第二十号とし、同条第十六号中「スポーツ・青少年局」を「スポーツ庁」に改め、同号を同条第十九号とし、同条中第十五号を第十八号とし、第十四号を第十七号とし、第十三号の次に次の三号を加える。

十四　文部科学省の所掌事務に係る健康教育の振興及び食育の推進に関する基本的な施策の企画及び立案並びに調整に関すること。

十五　学校保健（学校における保健教育及び保健管理をいう。以下同じ。）、学校安全（学校における安全教育及び安全管理をいう。以下同じ。）、学校給食及び災害共済給付（学校の管理下における幼児、児童、生徒及び学生の負傷その他の災害に関する共済給付をいう。以下同じ。）に関すること（学校における保健教育の基準の設定に関すること及び公立の学校の給食施設の災害復旧に関することを除く。）。

十六　公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関すること。

第六条第一項第一号及び第三号中「スポーツ・青少年局」を「初等中等教育局」に改め、同項第四号中「スポーツ・青少年局」を「スポーツ庁及び初等中等教育局」に改め、同項第十号、第十四号及び第十五号中「スポーツ・青少年局」を「初等中等教育局」に改め、同項第十八号及び第十九号中「スポーツ・青少年局」を「スポーツ庁及び初等中等教育局」に改め、同項第二十三号中「他局」を「スポーツ庁及び初等中等教育局」に改める。